○電子申請の流れ
（確認申請、計画変更確認申請、完了検査申請　関係）

・確認申請（建築基準法第6条第1項第3号建築物、第2号建築物のうち構造計算が不要な建築物、工作物、昇降機に限る）
・計画変更確認申請（確認申請を電子申請したものに限る）
・完了検査申請（確認申請、計画変更確認申請を電子申請したものに限る ）
※　いずれも申請データが電子化されたものに限る

	申請者・代理者	旭川市
手数料あり	①LoGoﾌｫｰﾑから申請 ↓ ②必要事項入力, 申請データ添付し, 仮申請 →	③入力内容を確認後手数料納付案内を電子メールで送信
	④支払内容を入力し, クレジットカード決済 →	⑤決済内容を確認し受付※1 ↓ ⑥審査または検査 ↓ ⑦確認済証発行または検査済証発行
	⑧確認済証及び副本受理※2 検査済証受理※2 ←	

※１：旭川市が決済内容を確認した日が受付日なります。
受付状況は支払完了メール内のURLから確認可能です。

※２：オンライン申請の場合、確認済証等の交付は電子交付（PDFデータ）になりますのでご注意ください。
書面での交付を希望の方は、書面で申請してください。

確認済証及び副本・検査済証は、確認済証等が交付された後、申請フォームの電子文書URLからPDFデータをダウンロードしてください。
（マイページからもダウンロード可能です。）